

4月以降に普通MT免許所得を希望される皆様へ

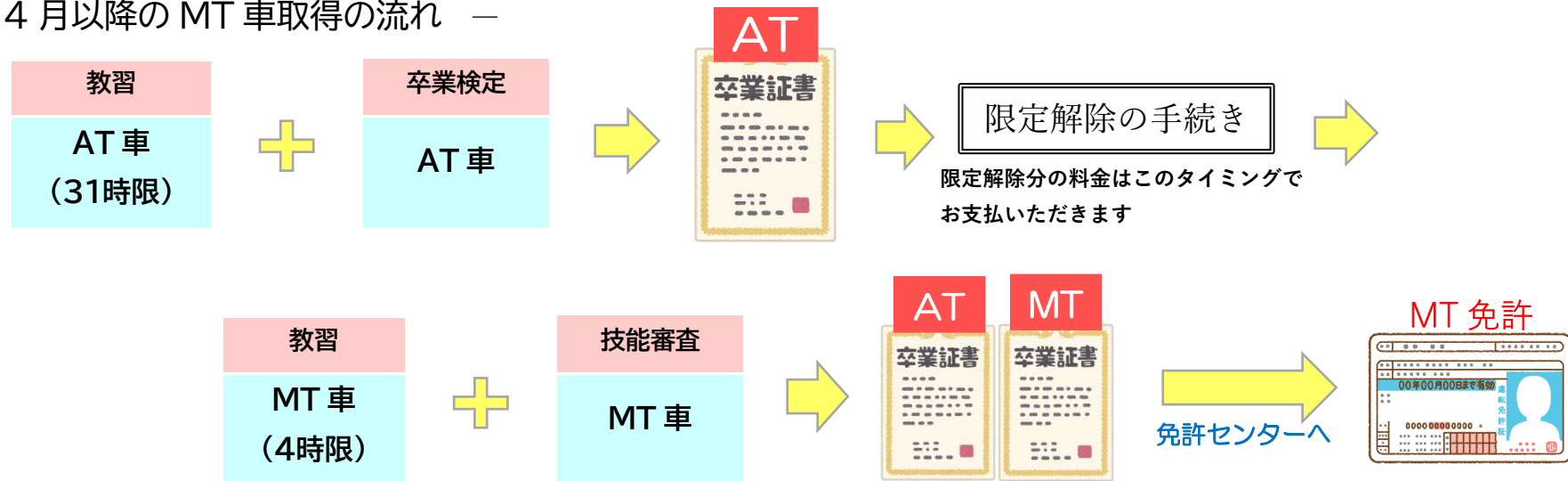
2025年4月に施行された「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」を受け、MT車の取得方法が変更となりました。

4月1日以降、当校では普通車の教習は原則AT車で行います。

MT車の取得をご希望の方は、AT車で教習・検定を受け、卒業検定合格後にMT車での限定解除教習と技能審査を受けていただきます。

(限定解除オプション)

— 4月以降のMT車取得の流れ —



▶ MT車をご希望の方は普通自動車「**限定解除オプション** (AT教習+限定解除)」をお申込みください。

(AT教習の途中でMT取得を考え始めた方は、卒業検定を受ける前までにご相談ください。)

※AT教習でご卒業された後、続けて限定解除の教習を受けていただきます。限定解除の技能審査が合格するまでは免許センターでの本試験を受けに行くことが出来ません。

※AT車の教習後に免許センターの学科試験を受け、AT免許を取得した後に限定解除を希望する場合は、「普通自動車AT限定解除」として新規で契約していただきます。料金も割高となりますのでご了承ください。